

○水俣市水道事業及び公共下水道事業の有料広告募集掲載に関する規程

平成21年1月26日水道事業告示第1号

改正

平成22年1月7日水道事業告示第1号

令和2年3月25日上下水道事業告示第1号

水俣市水道事業及び公共下水道事業の有料広告募集掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の新たな財源の確保を図るとともに、市民へのサービスの向上及び地域経済の活性化に資するため、上下水道事業の資産を広告媒体として活用して実施する民間企業等からの有料広告の募集及び掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる上下水道事業の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 本市上下水道局の広報誌
 - イ 水俣市上下水道局ホームページ（水俣市上下水道局ホームページ運用管理規程（平成16年水道事業管理規程第20号）第1条に規定するホームページをいう。）
 - ウ 封筒その他の印刷物
 - エ その他広告媒体として活用できる上下水道事業の資産で、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の有料広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告掲載者 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者をいう。

(広告掲載の範囲及び規制業種等)

第3条 広告掲載できる広告は、市民生活に関連した内容のものとする。ただし、次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第24条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種及びこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）
- (3) ギャンブルに係るもの

- (4) 商品先物取引その他投機的商品に係るもの
- (5) 債権取立て、示談引き受け等を行う事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 占い、運勢判断等に係るもの
- (8) 興信所、探偵事務所等に係るもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行うもの
- (10) 暴力団又は暴力団の構成員が経営に関与していると認めるに足りる相当の理由があるもの
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (12) 本市上下水道料金を滞納している事業者
- (13) 市税を滞納している事業者

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準の具体的細目は、広告媒体ごとに管理者が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告媒体ごとの広告の規格、広告掲載の位置、枠数、時期、回数等は、管理者が別に定める。

(広告の募集)

第5条 管理者は、募集の都度、広告媒体ごとに募集要項を定めて水俣市上下水道局ホームページ、広報みなまた等により広告の募集を行うものとする。この場合において、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、個別の事業者等に対して広告掲載の募集案内をすることができる。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、水俣市水道事業及び公共下水道事業有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 広告掲載する広告の原稿案
- (2) 事業内容等が分かるもの
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類（市税納税証明書）

(広告掲載の決定等)

第7条 管理者は、前条に規定する申込書の提出を受けた場合は、広告掲載の可否を決定し、その結果を水俣市水道事業及び公共下水道事業有料広告掲載（決定・却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、掲載の決定を行うに際して、第3条及び第4条に規定する広告掲載の範囲及び広告の規格等を遵守させるため必要と認めるときは、申込者に対して広告の内容、デザイン、形状等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(広告掲載の順位)

第8条 管理者は、広告掲載が適当と認められる申込者が予定の枠数を越えたときは、次に掲げる順序に従い、広告掲載の可否を決定する。ただし、競争入札による場合は、この限りでない。

- (1) 第1順位 工事又は製造の請負、役務の提供、物品購入、業務委託等本市上下水道事業の運営上密接な関係を有する協力事業者等
- (2) 第2順位 市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げる以外のもの

2 前項の場合において、申込者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入等)

第9条 第7条に規定する広告掲載決定通知を受けた広告掲載者は、管理者が指定する期日までに、上下水道事業が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

2 前項の広告掲載料の額については、市場価格、公益性等を勘案し、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料を還付するときは、当該広告掲載料の納入を受けてから還付するまでの期間に対する利息を付さないものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 管理者が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) その他管理者が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載者の責務)

第12条 広告掲載者は、広告の内容その他広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生

じた場合は、広告掲載者の責任及び負担により解決するものとする。

- 3 広告原稿の作成費用は、広告掲載者の負担とする。
- 4 広告掲載者は、第7条の規定により受けた広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 事故等により広告に破損等が生じた場合は、広告掲載者の負担において修復しなければならない。ただし、広告掲載者の責めに帰すべき理由以外により破損等が生じた場合は、上下水道事業と広告掲載者とで費用負担について協議するものとする。
- 6 広告掲載者は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(広告代理店等への委託)

第13条 管理者は、広告の募集等に係る業務を広告代理店、広告看板等製作者、印刷広告制作者等に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の寄附採納)

第14条 管理者は、広告を掲載した封筒その他の物品等の寄贈の申入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第3条及び第4条に規定する広告掲載の範囲及び広告の規格等の要件を満たすときは、当該物品等を採納することができる。

- 2 前項の規定による物品等の寄附採納については、管理者がその可否を決定するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月7日水道事業告示第1号)

この規程は、平成22年1月15日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日上下水道事業告示第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

水俣市水道事業及び公共下水道事業有料広告掲載申込書

年 月 日

水俣市水道事業

水俣市公共下水道事業

水俣市長 様

(申込者) 住所又は所在地
氏名又は名称
 (※ 法人、団体の場合には名称及び代表者氏名)

水俣市水道事業及び水俣市公共下水道事業が募集する有料広告に広告を掲載したいので、水俣市水道事業及び公共下水道事業の有料広告募集掲載に関する規程第6条の規定により次のとおり申し込みます。

広告掲載希望者等	所在地	〒			
	ふりがな 名 称				
	ふりがな 代表者職氏名				
	ふりがな 担当者部署名・氏名				
	連絡先	TEL			
		FAX			
		Eメール			
	業 種				
	掲載を希望する広告媒体 (右欄の該当番号に○印を記入)	1	水俣市上下水道局広報誌		
		2	封筒その他の印刷物		
3		水俣市上下水道局ホームページバナー広告 ※ バナー広告の場合、リンク先のURL:()			
掲載希望期間	年 月 日から	年 月 日まで	(年 月)		
掲載を希望する位置・ 枠数・時期・回数等	位置		枠数		
	時期		回数		
広告掲載料の希望金額	金		円		
広告の内容案 ※広告原稿がある場合は、 添付してください。					
その他	同意書 ※どちらかに○をつけてください。 ・水俣市水道事業及び公共下水道事業の有料広告募集掲載に関する規程その他の関連規程を遵守します。(はい・いいえ) ・水俣市水道事業及び水俣市公共下水道事業が市税の納付状況調査を行うことに同意します。(はい・いいえ)				
	住 所				
	氏 名		印		

※ 掲載期間は、応募状況等により、お待ちいただく場合があります。

※ 広告掲載料は、募集の都度、別に定める募集要項に定める額となります。

様式第2号（第7条関係）

水俣市水道事業及び公共下水道事業有料広告掲載（決定・却下） 通知書

年 月 日

（申込者） 様

水俣市水道事業
水俣市公共下水道事業
水俣市長

年 月 日付けでお申込みいただいた広告について、水俣市水道事業及び公共下水道事業の有料広告募集掲載に関する規程第7条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

広告掲載の可否	1 掲載します（決定）	2 掲載できません（却下）
掲載できない場合の理由 （却下理由）		
掲載を決定した広告媒体 （右欄の該当番号 に○印を記入）	1 水俣市上下水道局広報誌	
	2 封筒その他の印刷物	
	3 水俣市上下水道局ホームページバナー広告	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年 月）	
掲載位置・枠数・ 時期・回数等	位置	枠数
	時期	回数
広告掲載料の金額	金 円	